

政策評価に関する最近の動き

●平成 25 年 2 月 27 日 第 1 回行政改革推進会議

- 今後の行政事業レビューの取組内容について審議。稲田大臣から、別紙 1 に沿って、論点の一つとして、「政策評価との連携などを更に進めるべき」旨、問題提起。

●平成 25 年 2 月 28 日 第 5 回経済財政諮問会議

- 有識者議員から、別紙 2 に沿って、「財政の質の改善」に必要な取組の一つとして、実効性ある P D C A サイクルの構築に向け、行政事業レビュー及び政策評価を活用すること等を提案。

●平成 25 年 3 月 8 日 第 6 回経済財政諮問会議

- 「財政の質の改善」を議題とした審議の中で、以下のような提案、説明あり。
 - ・ 有識者議員から、別紙 3 に沿って、実効性ある P D C A サイクルの構築に向けて、これまでの仕組みの改革等について提案。
 - ・ 新藤総務大臣から、別紙 4 に沿って、政策評価制度の効果を高めるための改革の方向性について説明。
- ⇒ 以上を受け、安倍総理大臣（議長）から、「政策評価は、政策の効果と質を高めるための、言わば、『政策インフラ』である。…新藤総務大臣におかれては、…政策評価がより効果を上げるように、さらに検討していただきたい」旨発言。

●平成 25 年 4 月 2 日 第 2 回行政改革推進会議

- 今後の行政事業レビューの取組内容について審議。その中で、新藤総務大臣から、別紙 5 に沿って、政策評価と行政事業レビューの相互活用による連携強化を推進していく旨を説明。
- ⇒ 審議の結果、同会議として、「今後の行政事業レビューの実施等について」（別紙 6 参照）を取りまとめ。

●平成 25 年 4 月 26 日 政策評価各府省連絡会議

- 4 月 2 日の行政改革推進会議で表明した政策評価と行政事業レビューの連携強化に係る取組の具体化のため、別紙 7 のとおり、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成 24 年 3 月 27 日政策評価各府省連絡会議了承）を一部改正。

●平成 25 年 5 月 20 日 第 12 回経済財政諮問会議

○ 効率的・効果的な財政を実現するための仕組みについての審議の中で、以下のような提案、説明あり。

- ・ 有識者議員から、別紙 8 に沿って、政策評価全体の質の改善のため徹底すべき観点等について提案。
- ・ 新藤総務大臣から、別紙 9 に沿って、実効性ある P D C A サイクルの構築に向けた取組、課題を説明。

⇒ 以上を受け、安倍総理大臣（議長）から、新藤総務大臣において、「有識者議員の提案を取り込んだ、政策評価の改善と P D C A の仕組み作りを早急に進めて欲しい」旨発言。

●平成 25 年 6 月 14 日「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(閣議決定)

○ 別紙 10 のとおり、「実効性ある P D C A の実行」について記載（政策評価と行政事業レビューの連携強化、政策評価のメリハリのある取組、規制や政策税制の政策評価の改善等が盛り込まれる）。

- 行政事業レビューの実施に当たっては、効率的・効果的な取組となるよう、政策評価との連携などを更に進めるべきではないか。また、国民からの意見募集の実施に加え、国民への周知・広報を充実させるべきではないか。

これまで

【効率的・効果的な行政事業レビューの推進(政策評価との連携等)】

- 施策レベルは政策評価(担当:総務省行政評価局(政策評価・独立行政法人評価委員会))、事業レベルは行政事業レビュー(旧行政刷新会議)で評価を実施し、役割分担を明確化。
- 政府全体の取組の評価は、政策評価は政策評価・独立行政法人評価委員会が調査審議、行政事業レビューは旧行政刷新会議が各府省の取組をチェック。
府省内のチェックは、政策評価は学識経験者等から成る政策評価に関する会議が、行政事業レビューは予算監視・効率化チームが実施。
- 政策評価において、施策の個々の達成手段である事業の整理に当たって、行政事業レビューを活用するなど、両者の一貫性が向上。
- 広く国民にレビューシートをチェックしてもらえよう、各府省及び旧行政刷新会議において国民からの意見募集を実施。

論点

- 政策評価、行政事業レビューの推進主体、役割分担・連携はどうあるべきか。
 - ・ 政策評価書と行政事業レビューシートの国民への公表の仕方はどうあるべきか。
- 行政事業レビューの取組が広く国民に知られるようになるためには、どのような周知・広報が考えられるか。

経済財政運営の基本的な考え方について

平成 25 年 2 月 28 日

伊藤 元重

小林 喜光

佐々木 則夫

高橋 進

1. 「次元の違う政策」の実行

安倍内閣が目指す「これまでとは次元の違う政策」、すなわち、3本の矢からなる「アベノミクス」は、以下の3点において従来とは異なる大きな特徴がある。これらに共通するのは、政策に対する国民、企業の期待、信認、信頼を得ることを基盤としている点である。

(1) 「大胆な金融政策」によるデフレ予想の払拭

過去20年近く変えることができなかったデフレ予想を既に変えつつある。それにより実質金利が低下する等を通じ、「実体経済」に上向きの動きが生じつつある。また、デフレ予想の払拭は、機動的な財政政策が持つ民間需要の誘発効果や成長戦略による民間投資の創出効果を回復させる効果を持つと考えられる。

(2) 「機動的な財政政策」と中長期の財政健全化の両立

効果的な経済対策による当面の景気腰折れ懸念の払拭とともに、財政健全化に向けた政府の姿勢を明確にし、国民と市場の信認を保持する姿勢が不可欠である。景気の回復状況等を踏まえつつ、財政健全化目標の実現に向けて舵を切ることが重要である。

(3) 「民間投資を促す成長戦略」を長期にわたり堅持するとの明確なコミットメント

設備稼働、雇用面等で、リーマンショック前の水準にまで依然回復していない企業が多くみられる中、設備投資や起業といったリスクを伴う大きな決断をするためには、政府の政策や制度に対する信頼感が前提となる。成長戦略を長期にわたり、安定的に堅持することが重要である。

2. 短期・中期の経済財政運営の在り方

こうした特徴を最大限に発揮し、日本経済を自律的成長に結び付けていくためには、経済状況等をフォローアップしつつ、以下に掲げる取組みを今後3年程度のうちに集中して実行していく必要がある。

(1) 短期(今後1年程度): 景気の着実な回復

【最重要課題】

日本銀行が大胆な金融緩和を進めること、政府が緊急経済対策、成長戦略を強力に進めることなどにより、2013年度において、デフレ状況を改善し景気を着実

に回復させるとともに、デフレに後戻りしない地固めをする。

【必要な取組】

＜マクロ経済運営＞

- 2%のインフレターゲットという明確なコミットメントの下で、できるだけ早期にデフレを脱却するとともに、デフレに戻る懸念を払拭する。
- 業績の良い企業による報酬の引上げや設備投資の拡大、セーフティネットの拡充と労働慣行の是正を併せて進めることによる雇用の拡大、さらには、将来不安の払拭による消費の拡大、へと経済の好循環を作り出す。
- 財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋(シナリオ)を定量的な分析や試算とともに示す。

＜成長戦略＞

- 成長戦略を早期実施できるよう、既存予算の利活用を進めるほか、2014年度予算編成に当たっては、効果の高いものに重点化する。経済成長に資する規制改革、税制改革、経済連携等を進める。その際、政策効果の発現のタイミングと規模感(order of magnitude)を重視し、産業の新陳代謝を高めていく。
- 規制改革については経済成長に資する3分野(雇用関連、エネルギー・環境関連、健康・医療関連)を中心に具体的な改革に着手する。

＜財政の質の改善＞

- 財政健全化に向けて、あらゆる分野での歳出の見直し、重点化、効率化を進める。
- 別紙に掲げる取組みなどを進めることで、行政サービスのコスト低減・質の向上、民間需要のシナジー誘発効果を高める。また、経済成長に貢献する規制改革と予算措置等のベストミックスを実現するための仕組みを整備する。
- 中長期のあるべき姿を踏まえた客観的評価の導入や責任主体の明確化、情報公開の徹底など、実効性あるPDCAサイクルの構築に、2014年度予算編成から着手する。その際、行政事業レビュー、政策評価を活用するとともに、サンセット方式を明確に位置づける。税制措置等についてもPDCAサイクルを強化する。「緊急経済対策」をパイロット・プロジェクトと位置付け、フォローアップを進める。

(2) 中期(今後 2~3 年程度): 民需主導の自律的成長と財政健全化の実現

【最重要課題】

2015年度に、財政健全化の第一歩として目標としているプライマリー赤字の半減を確実に実現し、財政リスクを顕在化させない。それに向け、社会保障と税の一体改革関連法に基づき、2014年度において予定されている消費税の引上げ(5%⇒8%)や見込まれる歳出の減少(執行ベース)がもたらす影響、さらに2015年度において予定されている消費税の追加引上げ(8%⇒10%)の影響を乗り越えるためには、民需主導の力強い自律的成長を実現する必要がある。これに向けたハードルは相当高いという認識を共有すべき。

【必要な取組】

＜マクロ経済運営＞

- 2%のインフレターゲットという明確なコミットメントの下で、目標に達する見込みが

立つまで金融緩和の手綱を緩めない。

- 2013年度の景気回復を受け、2014年度以降、雇用・所得環境がさらに改善し、消費が拡大する環境を実現する。
- 一体改革による税収は全て社会保障の財源に充当されることについて、国民の理解がさらに深まるよう周知徹底し、消費への悪影響を抑える。
- 消費税引上げの影響(駆け込み・反動を含め)を緩和するために必要な税制上の措置(住宅ローン減税の拡充、車体課税の見直し等)を実行する。
- 歳出の効率化については、社会保障部門が本丸である。非社会保障部門においても歳出の固定化を招かないようにするなど、一層の効率化を図ることが重要である。

＜成長戦略＞

- 成長戦略を早期かつ着実に実行し、2013年度の成果であるデフレ状況の改善・景気回復を、2014年度以降における持続的な経済成長に結びつけていく。
- 責任あるエネルギー政策の明確化を図る。

＜財政の質の改善＞

- 上記の各種取組みの効果や成長戦略等の実施による経済状況の変化を踏まえ、取組みを強化する。

3. 長期的な経済財政運営の在り方

2016年度以降、民需主導の自律的成長を持続させるとともに、国・地方のプライマリー・バランスの黒字化、債務残高対GDP比の安定化・低減に向けて財政健全化を更に進める必要がある。

そのためには、日本及び世界にとって大きな制約となる可能性のある財政問題、資源・エネルギー問題、人口問題、食料問題、国際経済システム、さらには地方分権システムなども含めて、これまでの延長線上で考えるのではなく発想を大転換して、活力ある成長を実現する道筋(シナリオ)を定量的な分析や試算を交えて検討する必要がある。

財政の質の改善に向けて

～実効性あるPDCAサイクルの構築に向けて～

平成25年3月8日

伊藤 元重

小林 喜光

佐々木 則夫

高橋 進

財政の質を高めるためには、実効性あるPDCAサイクルを確立することが極めて重要である。しかしながら、これまでに各種の取組みが行われてきたものの、現状、その実効性が上がっているとは言い難い。①PDCAを推進する強力な司令塔の不在、②評価手法の問題、③重複評価等に原因がある。

1. これまでの仕組みの改革

(1) PDCAサイクルの実効性向上

- ・規制にかかる事前評価制度（発足後5年経過）を含め、政策評価の実効性が上がってきているのか。特に、「電子政府、電子自治体」、「省庁・部門横断的な調達改革（IT調達、調達規格の統一、バック・オフィス業務の効率化・アウトソーシング化等）」について、PDCAサイクルのどこに問題があったのか。これらの点について、精査し、諮問会議に報告をすべき。

(2) 行政事業レビューの活用

- ・行政事業レビューは外部評価・公開を徹底すべき。
- ・行政事業レビュー、政策評価、会計検査報告、予算執行調査などの多くの評価業務が行われている。事務負担の軽減と基礎情報の統一のため、取扱い件数の多い行政事業レビューのデータシートを拡充し、これに“one sheet化”すべき。

(3) 司令塔機能の強化

- ・上記の取組みを通じて、PDCAサイクルの確立にむけた問題点を洗い出し、司令塔機能の強化に向けた検討が必要。

2. 結果(エビデンス)に基づく政策評価を基礎とするPDCAサイクルの確立に向けて

経済再生に資する政策について、結果(エビデンス)に基づく以下のPDCAサイクルを確立すべきである。2013年度予算から主要分野・主要事業(例えば、社会保障や公共投資)について、結果(エビデンス)に基づくPDCAの仕組みを改善・具体化すべきである。

新たに取りまとめる成長戦略においても、こうした取組みを参考に、実効性あるPDCAの仕組みを検討願いたい。

- (1) 政策の立案に際し、①政策の目標を明確にし、具体的な数値目標を示すとともに、②政策実行の工程表、③責任主体を明示。
- (2) 政策の進捗状況等を中間評価し、中止すべきものは直ちに中止。政策完了時には、目標に照らした結果に基づき厳格に評価し、翌年度予算等に反映。
- (3) 当該政策の効果が及ぶ業種、地域等の雇用、給与等の所得、企業収益など(セミ・マクロの指標)の改善にどの程度寄与したかを結果で評価。これらの取組みの結果得られた手法を他の分野に活用。
- (4) 政策効果进行评估するための統計(上記のセミ・マクロの指標など)の整備はこれまで必ずしも十分ではなく、整備が遅れている分野もある。こうした統計が整備されるよう検討を行うとともに、各省庁も自ら整備を進めるべき。
また、各府省の評価のみならず、第三者による評価が進むよう、統計データの徹底したオープン化が重要。こうした取組みを公的統計整備にかかる新5か年計画(26年度～)に盛り込むよう検討すべき。
- (5) 財政措置(歳出、税制)と規制の双方で連携して政策を実施する場合であって、目標が達成されていない場合、それぞれの政策実施状況のレビューを含め、双方のベスト・ミックスを諮問会議でも検討すべき。

(別紙 4)

平成25年3月8日
第6回経済財政諮問会議資料

政策評価について

平成25年3月8日
新藤議員提出資料

政策評価制度の概要と取組状況

目的

- ① 効果的、効率的な行政の推進
- ② 国民への説明責任の徹底

基本的枠組

政策評価法(平成14年4月施行)により、各府省が所管政策を自ら評価し、その結果を政策に反映・公表

主な取組状況

- 全府省の主要な政策全般について、約500の「施策」に区分し、定期的に事後評価
(毎年度約350件程度)
 - ※ 政策評価の単位(施策)は、予算書・決算書の項・事項と対応(20年度予算～)
 - ※ 行政事業レビューと連携して、以下の取組(24年度～)(3ページ参照)
 - ・「事前分析表」を全政府的に導入し、施策目標や測定指標に加え、達成手段となる5,000の事務事業(行政事業レビューに対応)を整理・あらかじめ公表
 - ・評価書について、重要な情報に焦点を絞った「標準様式」を全政府的に導入
- 個別の公共事業や規制などの事前評価
 - ※ 公共事業の事業決定や規制の新設、改廃等に当たり、期待される便益(効果)が費用を上回るか否か等について分析(23年度実績:約800件)

政策評価制度の効果を高めるための改革の方向性

行政事業レビューとの連携強化

- 行政事業レビューとの一体的取組の推進
(情報の相互活用、結果の一体的公表、事務負担軽減等)

※ 現在、行政改革推進会議において行政事業レビューと政策評価の連携について議論されており、行革担当大臣と連携し検討

政府全体として整合性の取れた評価の実現

- 内閣のリーダーシップの下、府省横断的な政策目標の明確化
 - 府省内だけでなく、各方面で使いやすくするため、評価の一層の標準化
- ⇒ 府省の枠を超えて、同じ政策目標を有する政策を集約して評価し、関連施策の連携、優先順位付け等の政策の横断的な見直し、予算の質の向上に貢献

府省横断調査機能の発揮

- 総務省(行政評価局)の調査機能を的確に発揮し、関係府省に改善方策を勧告

政府全体としての実効性あるPDCAサイクルの構築

【参考】政策評価と行政事業レビューとの連携の取組（イメージ）

政策（狭義）

(例):
「国民生活と
安心・安全」

施策

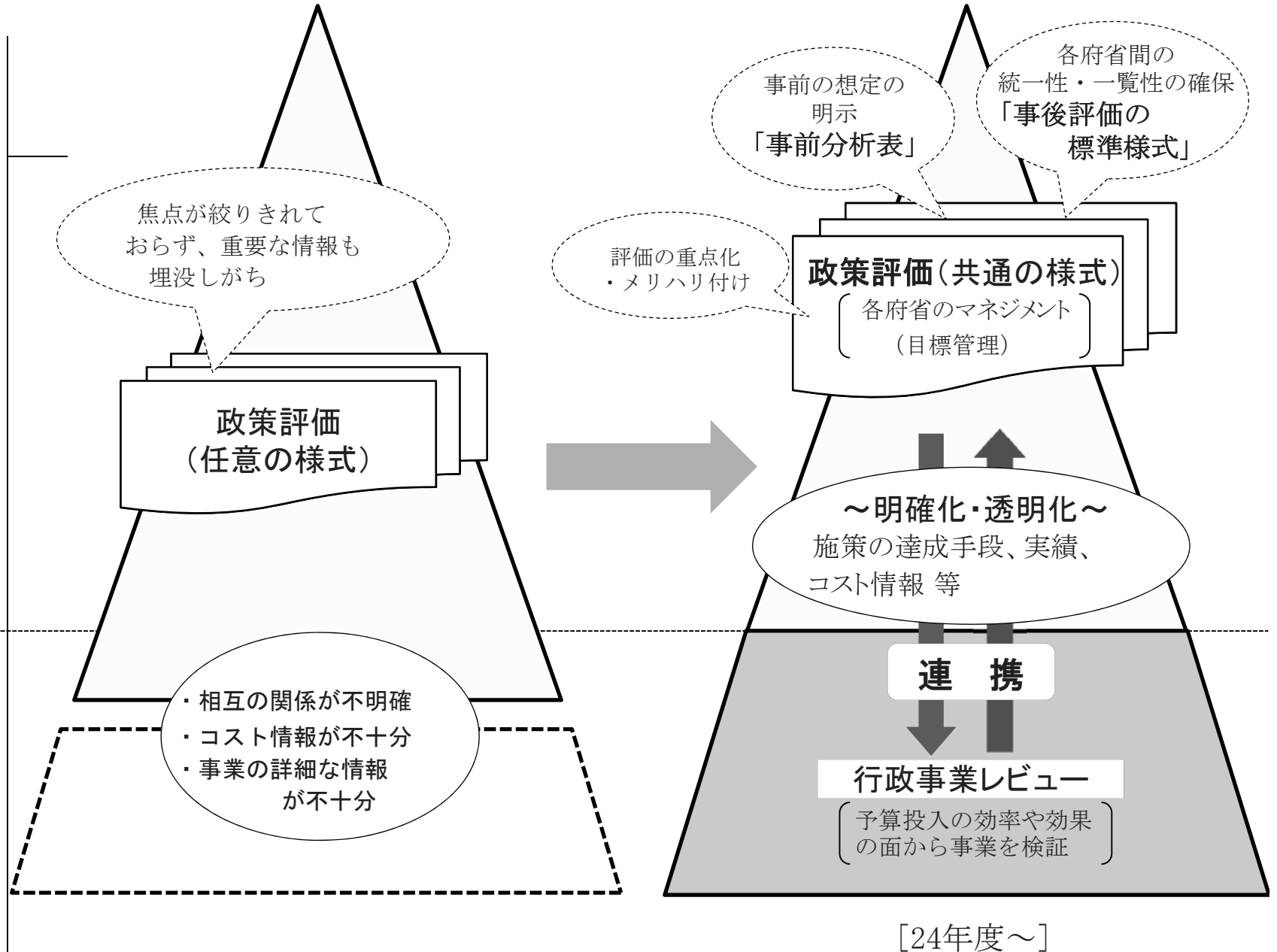
500件弱
(24年度実施施策の事前分析表)

(例):
「消防防災体制
の充実強化」
【目標(値)】
「救命率
の向上」等

事務事業

約 5,000件の事業
(24年行政事業
レビュー対象事業)

(例):
「救急救命士の
運用体制の充実」等
(救命講習による応急
手当の普及促進等)





政策評価と行政事業レビューの連携 —効果的でムダのない行政に向けて—

平成25年4月2日
総務大臣 新藤 義孝

政策評価制度の概要

目的

- 効果的、効率的な行政
- 国民への説明責任



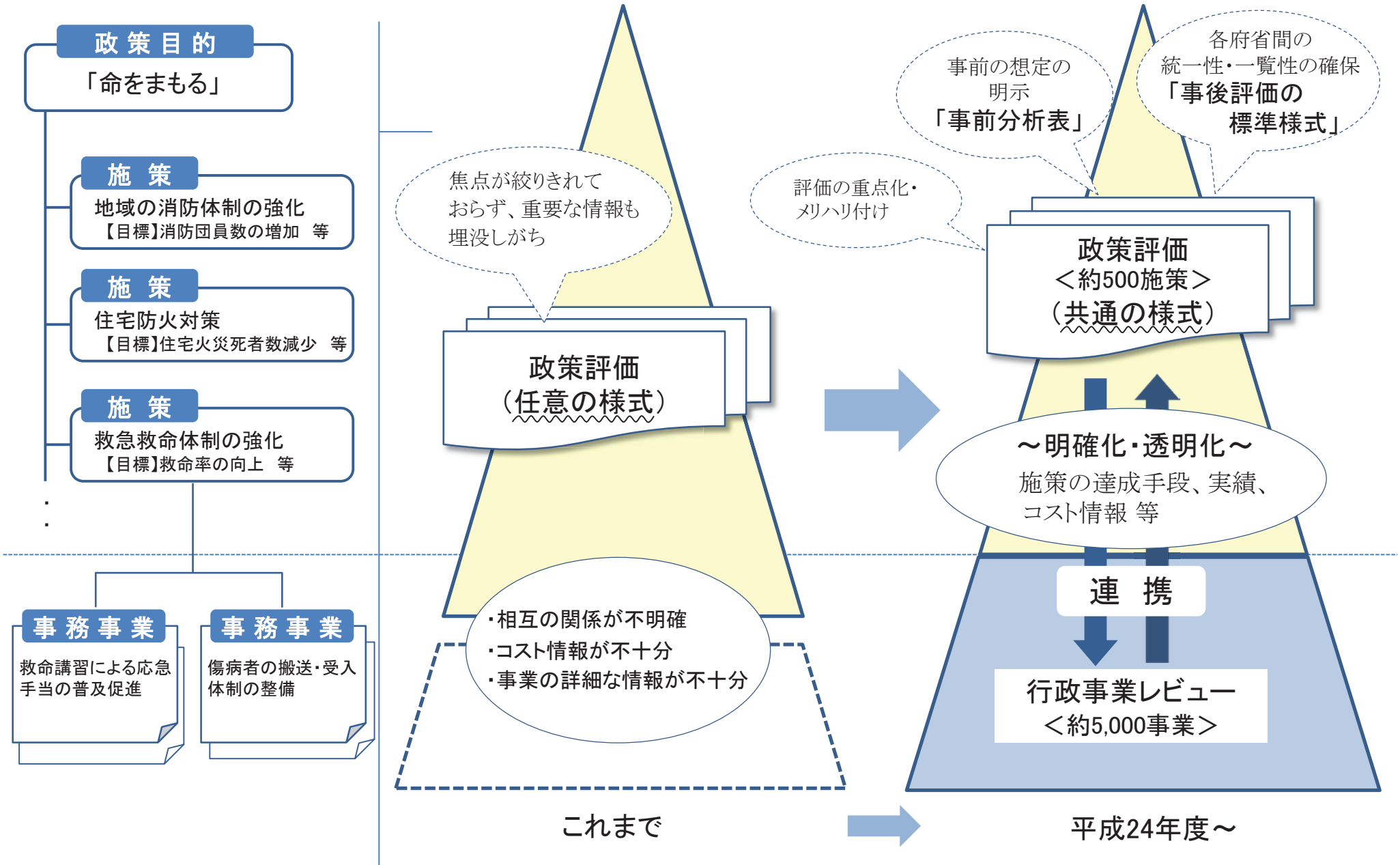
達成すべき効果

- 政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化
- 行政への信頼、更なる政策の見直し

主な取組状況 —政策評価法に基づき各府省が実施—

- 全府省の主要な政策全般を約500施策に区分、定期的に事後評価
(毎年度約350件程度)
- 評価施策を、予算・決算書の項・事項と対応 (20年度予算～)
- 行政事業レビューとの連携開始 (24年度～) (2ページ参照)
 - ・ 「政策評価の事前分析表」を全政府的に導入し、達成手段となる5,000の事務事業(行政事業レビューに対応)を整理・公表
 - ・ 「評価書」に、重要な情報に焦点を絞った標準様式を全政府的に導入
- 個別の公共事業や規制などの事前評価 (23年度実績:約800件)
 - ・ 公共事業の事業決定や規制の新設、改廃等に当たり、期待される効果が費用を上回るかを分析

政策評価と行政事業レビューの連携（イメージ）



政策評価と行政事業レビューの相互活用(イメージ)

【政策評価の事前分析表(約500施策)】

施策名	□□な△△の向上					
施策の概要	〇〇を推進する					
達成すべき目標	. . .					
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連 する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	22年度	23年度				
〇〇事業 (1) 〇〇年度 (関 24-①)	…億円 (…億円)	…億円	…億円	1	～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在 ため、測定指標の〇〇率を… ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度)	〇〇〇1
(2)

事業名と事業番号を共通化

【行政事業レビューシート(約5,000事業)】

		事業番号	〇〇〇1
平成〇〇年行政事業レビューシート (〇〇省)			
事業名	〇〇事業		
事業開始・ 終了(予定)	△△年度～		
会計区分	□□会計	施策名	□□な△△の向上

24年度における取組

行政事業レビューに対応した「政策評価の事前分析表」を全政府的に導入

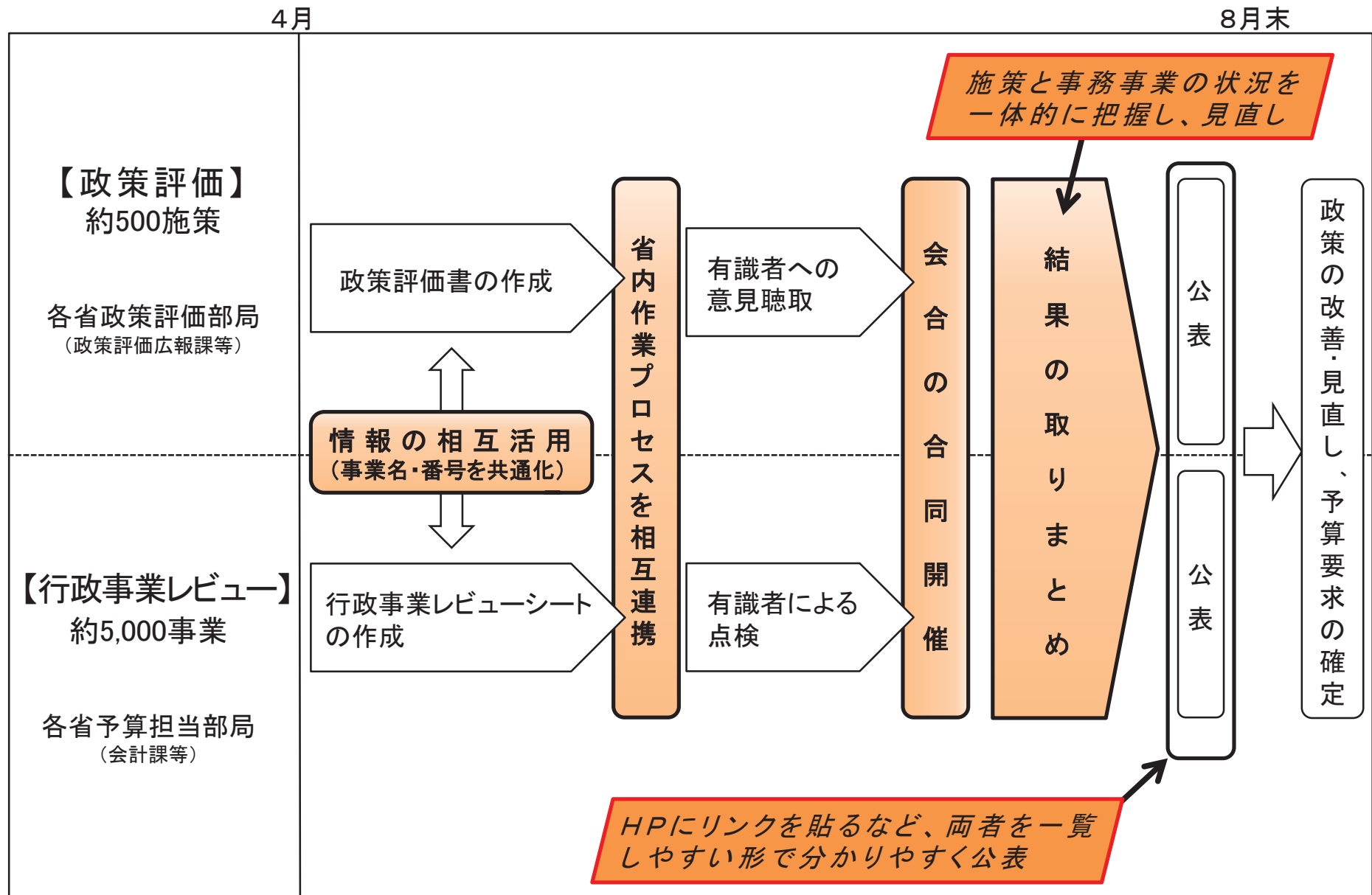
25年度～

政策評価と行政事業レビューの相互活用
 ・事業名と事業番号を共通化
 ・施策と事務事業の状況を一体的に把握

期待される効果

- 政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化
- 双方の作業の共通基盤整備による事務負担軽減

政策評価と行政事業レビューの作業(イメージ)



今後の行政事業レビューの実施等について

1 行政事業レビューの実施について

行政事業レビューは、各府省自らが、外部性・公開性を確保しながら、予算の執行状況を点検し、その結果を事業見直しに反映させる取組であり、予算のPDCAサイクルの具体化を図るものである。

また、国の全事業についてレビューシートが公表されており、事業の実態に加え、予算の要求段階における検討過程が国民に明らかになった。

政府は、行政事業レビューを毎年実施することにより、事業のより効果的かつ効率的な実施、国民への説明責任の確保、透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図るべきである。

この点について、政府の方針を明確にした上で、責任を持って推進することが望まれる。

2 実施方法等の改善の方向性について

行政事業レビューの実施方法等については、次のような改善に取り組む必要がある。

【①外部チェック体制の明確化】

- 各府省の推進体制は、政務・職員・外部有識者を構成員とするチームから、職員を中心に構成されるチームに変更する。また、外部有識者のチェックは、そのチームとは独立して行われるようにする。

【②外部チェック対象の重点化】

- 外部有識者のチェック対象を重点化し、より効果的・効率的な事業点検が行われるようにする。

【③熟議型による公開議論の実施】

- 公開の場での事業点検は継続し、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点で熟議型により議論を進める。また、議論の取りまとめ結果は外部有識者の意見として取り扱うものとする。

【④政策評価との連携強化】

- 政策評価との連携強化を進め、情報の相互活用や一覧性のある公表など、それぞれが効率的・効果的に実施されるようにする。

具体的な改善の方向性については別紙1「行政事業レビューの改善策について」に、改善策を踏まえた全体の実施方法等については別紙2「行政事業レビュー実施要領」にまとめたとおりであり、政府においてはこれらを踏まえ、毎年の取組を進めるべきである。

また、基金を活用した事業については、これまでの行政事業レビューでは執行状況の把握、点検を十分に行えないことから、政府として、別途の取組により、これを点検、公表すべきであり、別紙3「基金シート実施要領」にまとめたとおり進めるべきである。

(別紙1)

行政事業レビューの改善策について

1. 各府省における自律的な取組（事業の点検・見直し）のあり方

(1) 各府省の点検体制について

- ① 各府省の職員による責任ある事業の点検が行われるよう、各府省は、大臣官房や各部局等の職員からなる「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）の着実な推進を図る。
- ② 各府省は、チームとは独立して、外部有識者による事業の効率的・効果的なチェックができるよう体制整備を行うとともに、外部有識者のチェック結果については、国民にわかるようレビューシートに明記する。
- ③ 外部有識者は全てのレビューシートをチェックするのではなく、
 - ・ 前年度に新規に開始し、当該年度が点検初年度の事業
 - ・ 当該年度に事業の最終実施年度又は最終目標年度を迎えるため、事業の終了又は継続等を判断する必要がある事業についてチェックするとともに、
 - ・ 事業の実施期限がないものや期限途中で事業内容の大幅な見直しを行ったもの等について定期的にチェック（5年に1度など）を行い、重点を置いた、メリハリのある効果的・効率的なチェックを実施する。

(2) 事業の点検・見直しの視点・基準について

- ① レビューは、無駄の削減を進めるための取組というだけでなく、より効果の高い事業に改善するための取組であり、事業担当部局をはじめ各府省の職員は、別添の視点・基準に基づき、特に、
 - ・ 同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか
 - ・ より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないかといった観点から、点検・分析を行う。
- ② 各府省は、点検・分析がより具体的かつ定量的で、国民にわかりやすいものとなるよう、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用する。

(3) 点検結果の概算要求への反映について

チームは、全ての事業に係る事業担当部局の点検結果についてチェック（サマーレビュー）を行い、適切な指導等を実施するとともに、各府省は、チームのチェック結果について概算要求や予算執行に的確に反映する。

2. レビューシートの作成・公表のあり方

- (1) 全ての事業について統一のレビューシートを作成し、公表することは、税金の具体的な使い道について国民にわかりやすく説明する取組として重要である。
- (2) 成果目標や活動指標、点検結果の記載は、外部有識者の知見も活用しながら、できる限り具体的、定量的なものにする。

- (3) 基金や交付金などは、国からの交付先である地方公共団体等以降の交付先まで記載する。

3. 公開の場における事業の点検のあり方

- (1) 公開性に関し、可能な限り透明性を確保できる形態で点検・議論を行う。この場合、国民への情報提供はインターネット中継を通じて行うなど、効率的な実施に努める。
- (2) 限られた時間の中で、一定の明確な結論を出していくことは、国民へのわかりやすい説明の観点からも重要である。このため、論点を絞り、明確化して点検・議論ができるよう、外部有識者との事前勉強会の実施など事前準備を十分に行う。
- (3) 公開の場での点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととし、具体的な改善点や今後の方向性を共に考え、その結果を外部有識者の意見として取りまとめる形で進める。
- (4) 対象事業については、
- ・ 1の(1)の③に掲げる事業のうち、公開の場で検証を行うことが有効と判断されるものについて点検・議論を行うことを基本とする他、
 - ・ 当該年度に政策評価の対象となった施策を単位として、その施策に属する複数の事業についてどの事業を優先し、どの事業を見直すか等の視点での点検・議論なども行う。
- (5) より効果的で厳格な点検・議論が行われるためにも、行政改革推進会議の一定の関与が必要である（公開の場で点検・議論を行う対象事業や外部有識者の選定）。

4. 行政改革推進会議等による関与のあり方

行政改革推進会議は、

- ・ 各府省のレビューの取組を検証し、良い取組については積極的に評価を行うとともに、検証結果を次年度以降におけるレビューの実施方法の改善に反映
- ・ 個々の事業の内容についても、点検が十分なものとなっているか、点検結果が概算要求に反映されているかなどの観点からチェック
- ・ 上記のチェック結果について、政府の予算編成に反映されるよう意見としてとりまとめ等の取組を行うこととし、このため、当会議の下にワーキングチームを設置する。

5. その他の効果的・効率的なレビューの実施のあり方

- (1) レビューシートを概算要求の際の財政当局への提出資料とするなど、引き続き予算編成に十分に活用する。また、レビューによる点検結果の概算要求や予算編成への反映について、政府の予算要求の方針等に明確に位置づける。
- (2) 政策評価とレビューとの連携強化を進め、
- ① 政策評価についても評価対象の重点化を行うとともに、政策評価において、レビューの対象事業がどの政策・施策に位置づけられているか明確にする。
 - ② 施策と事業との関係やそれぞれの評価について、国民が一覧して見ることができるよう、政策評価書とレビューシートのホームページ上の公表の仕方を工夫する。
- (3) レビューの取組が広く国民に知られるよう、国民への意見募集などを通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

- (4) 各府省は、職員が、レビューの取組を通じ、厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう工夫を行う。

6. 今後の検討課題

行政事業レビューを含め行政改革の取組にあたっては、各府省の事務負担にも配慮しつつ、より効果的・効率的な取組となるよう、引き続き、積極的な改善に努めていく。

このため、成果目標や活動指標の定量化のための技術、電子化による政策評価等と連携した記入システムの構築などを検討するほか、国費が支出されている地方公共団体、独立行政法人等からの支出状況の点検に当たって、他の制度における対応も踏まえ、充実すべき事項や簡素化できる事項等について検討していく。

また、レビューのような予算に関する PDCA サイクルの具体化の取組が地方公共団体等にも広がっていくことが期待される。

(別添) 事業の点検・見直しの視点・基準

○国費投入の必要性の観点からの視点・基準

- ・ 広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。
- ・ 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。
- ・ 明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。

○資金の流れ、費目・使途などの事業自体の効率性の観点からの視点・基準

- ・ 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。
- ・ 受益者との負担関係は妥当であるか。
- ・ 単位当たりコストの水準は妥当か。
- ・ 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。
- ・ 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。
- ・ 不用率が高い場合は適切な理由があるか。

○活動実績や事業効果などの事業自体の有効性の観点からの視点・基準

- ・ 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的に又は低コストで実施できているか。
- ・ 活動実績は見込みに見合ったものであるか。
- ・ 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。

○その他

- ・ 類似事業があるか。他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。

(別紙2)

行政事業レビュー実施要領

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組である。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長のない省庁にあっては総括審議官等同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省で適切に選任、参画させる。

なお、各府省の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長（官房長のない省庁にあっては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）のとりまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 当該府省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ

- ③ レビューは各府省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、②に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねながら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

(2) 行動計画の策定

各府省は、毎年、4月上旬（平成25年においては4月下旬）までに、当該年におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。行動計画には、当該府省におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。

(3) 事業単位の整理及び施策と事業との対応関係の明示

各府省は、事務的経費、人件費等を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式にしたがって点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、事業内容が国民にとってわかりやすいものとなるよう、特に留意するとともに、レビューと政策評価の連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策と、当該施策を構成する事務事業に係るレビュー対象事業との対応関係を明記する。

なお、移替経費については、原則として、予算を計上した府省が、支出した府省の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うものとする。

3 レビューシートの作成及び中間公表

(1) レビューシートの作成

- ① 各府省は、事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがって、レビューシートを作成する。

- ② レビューシートの作成に際しては、以下の点に特に留意するものとする。

ア 成果目標及び成果実績（アウトカム）並びに活動指標及び活動実績（アウトプット）の記載に際しては、記載内容の客観性を維持するため、可能な限り具体的かつ定量的な数値を記載する。

イ 類似の事業がある場合は、「重複排除」欄に、その事業名、所管府省、所管部局名等を記載するとともに、当該事業と類似事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、類似事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に対する説明責任を果たしていくものとする。

ウ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、十分な把握を行うとともに、最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がわかるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、これを徹底する必要がある。

エ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

(2) 事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートにわかりやすく記載する。その際、事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこととする。

(3) 中間公表

レビューシートについては、事業の目的、概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リストなど記入可能な事項を記入の上、

- ① 公開プロセスの対象となる事業（以下「公開プロセス対象事業」という。）に係るものについては、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、
- ② その他の事業（以下「公開プロセス非対象事業」という。）に係るものについては原則6月末、遅くとも7月上旬までに、

各府省のホームページにおいて中間公表を行う。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

4 外部有識者による点検

(1) 外部有識者の指名

- ① 各府省は、外部有識者を複数名指名し、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。
- ② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して指名するものとする。
 - ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者
 - イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者
 - ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者
 - エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者
- ③ 外部有識者の選任や、外部有識者会合の意思決定等への関与にあたっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に係る審議会、検討会等の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。
- ④ 各府省が指名する外部有識者が②及び③に照らして不適當であると認められる場合は、事務局は、各府省に対し、意見を述べるができる。

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省は、(1) で指名した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。
- ② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。
 - ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整
 - イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出
 - ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）
- ③ 外部有識者会合の議事概要及び資料は、事後に公表するものとする。

(3) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。
 - ア 前年度に新規に開始したもの
 - イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるものなお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。
- ② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、
 - ・当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
 - ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
 - ・事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるものを重点的に選定する。その際、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行うこととする。

(4) 所見欄への記入

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシ

ートの所定の欄に記入する。この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとする。

(5) 外部有識者への情報提供等

各府省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(6) 外部有識者所見の取扱い

各府省は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

5 公開プロセスの実施

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、4の(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業として選定することとする。
 - ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
 - イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
 - ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
 - エ 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
 - オ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの
- ② 公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断される事業がある場合はこの限りではない。
- ③ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業の追加を求めることができる。
- ④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うも

のとする。

(2) 外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省は、外部有識者からとりまとめ役を指名する。
- ② 各府省においては、4の(1)で指名した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に指名し、公開プロセスに参加させることができる。

(3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、一般傍聴までは要しないものの、インターネット中継等により公開性を担保する。また、結果及び議事録を事後に公表するものとする。
- ④ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。
外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の改善」又は「現状通り」の3つのいずれかに投票する。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。
 - ・事業全体の抜本的改善：上位の政策、施策に照らして事業を実施する必要性が認められない場合や、事業全体として資金が効率的に使われていない又は効果が薄いなど、廃止も含めた事業の在り方の抜本的な改善が必要と判断される場合等
 - ・事業内容の改善：資金が効率的に使われていない又は効果の薄いメニューが含まれているなど事業内容を見直す必要がある場合等
 - ・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

- ⑤ とりまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及びとりまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及びとりまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、とりまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及びとりまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢とすることを基本とするが、票数の分布等に鑑みてそれが適当でない場合には、一致した評価結果を示さず、票数の分布を紹介することとして差し支えない。

とりまとめコメントは、改善を検討すべきポイントや事業見直しの方向性を簡潔に説明するものとする。外部有識者の意見が一致しない場合には、複数のコメントを併記することとして差し支えないが、その際には、それぞれのコメントが何名の外部有識者の同意を得たものなのかを明らかにするものとする。

- ⑥ チームは、公開プロセスの評価結果及びとりまとめコメントを、レビューシート
の所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及びとりまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

6 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。この場合、5の(4)の④に定義されている「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように検証を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄にわかりやすく記述するものとする。

7 点検結果の最終公表

(1) レビューシートの最終公表

各府省は、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、概算要求の提出期限までに公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、事務局が別途示す様式に記入の上、レビューシートの最終公表後1週間以内に公表するものとする。

8 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

各府省は、前年度事業のほか、

- ・当該年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
 - ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）
- についても、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入の上、
- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内を目途に、公表を行う（新規要求事業については中間公表を要しない。）。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式にしたがって事業単位を整理するものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

① 新規事業及び新規要求事業については、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。

② 各府省は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映するとともに、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、事務局が別途示す様式に記入の上、

- ・新規事業については、レビューシートの最終公表後1週間以内に、
- ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内を目途に、それぞれ公表するものとする。

9 行政改革推進会議による点検等

(1) レビューシート最終公表後の点検

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか等についてチェックを行い、必要に応じ、チェックの結果が予算編成過程で活用されるよう意見を提出するものとする。

また行政改革推進会議は、各府省の優れた取組を積極的に評価し、レビューの実施方法の改善に活用する。

(2) レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、同会議にチームの取組や公開プロセスの実施等のレビューの取組に係る報告等を行うものとする。

10 その他重要事項

(1) 国民からの意見募集

事務局は、公表されたレビューシートを元に、事業の見直しに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省に伝達するとともに、行政改革推進会議によるレビューシート最終公表後の点検に活用するものとする。

(2) 人事評価への反映

各府省は、職員が、レビューの取組を通じ、厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう工夫を行うものとする。

(3) 政策評価との連携

① レビューは、事業レベルでのP D C A（Plan：企画・立案、Do：執行、Check：評価・検証、Action：反映）サイクルの具体化を図る取組であり、政策・施策レベルにおけるP D C Aサイクルの基盤である政策評価と連携して取り組むことにより、より効果的、効率的に推進していく必要がある。

② このため、各府省は、以下のような取組を進めていくことが推奨される。

ア 合同のチームによるレビューと政策評価の一体的な推進

イ レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催

(4) ルールの追加等

本ルールのほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本ルールや事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙3)

基金シート実施要領

1 基金シートの作成、公表

各府省は、補助金や出資等により造成された特定の基金（地方公共団体への補助金等により造成された基金を除く。）を活用し、特定の事業を実施している場合、当該基金の執行状況等について点検を行うとともに、別途内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式にしたがって基金シートを作成し、決算を踏まえ、7月末を目途に公表を行う。

2 行政改革推進会議による点検等

- (1) 行政改革推進会議は、必要に応じ、各府省の公表内容等が十分なものとなっているかについて、チェックを行い、意見を提出するものとする。また、各府省の優れた取組があれば、積極的に評価を行う。これらを通じ、基金シートの作成・公表方法の改善に活用する。
- (2) 各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、同会議に報告等を行うものとする。
- (3) 本実施要領のほか、基金シートの作成・公表等に必要な事項は、事務局から随時提示する。

○目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について（平成24年3月27日 政策評価各府省連絡会議了承）新旧対照表

改定案	現行
<p data-bbox="241 236 1010 264">目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について（案）</p> <p data-bbox="748 300 1128 424">平成24年3月27日 政策評価各府省連絡会議了承 平成25年 月 日 一部改正</p> <p data-bbox="152 427 203 456">(略)</p> <p data-bbox="136 491 891 520">5 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について</p> <p data-bbox="163 555 763 584">(1) 政策評価と行政事業レビューの相互活用 各行政機関は、<u>施策と当該施策を構成する事務事業に係る状況を一体的に把握し、政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化等に資するため、目標管理型の政策評価の実施に当たって、5(2)及び(3)に掲げる取組を通じ、行政事業レビューとの間で情報等の相互活用を図るものとする。</u></p> <p data-bbox="163 778 689 807">(2) 施策と事務事業との対応関係の整理 各行政機関は、<u>施策と当該施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの対象事業との対応関係について、事前分析表の達成手段欄において明確化するものとする。</u></p> <p data-bbox="163 1002 725 1031">(3) 実施過程における関係部局間の連携等 各行政機関は、<u>目標管理型の政策評価と行政事業レビューの実施に当たり、行政事業レビュー実施要領において政策評価との連携の取組が推奨されていることを踏まえ、政策評価担当組織と行政事業レビューの取りまとめ部局との連携を確保するものとする。</u> (参考) 行政事業レビュー実施要領 10(3) 政策評価との連携</p> <p data-bbox="215 1193 1128 1359">② このため、各府省は、以下のような取組を進めていくことが推奨される。 ア 合同のチームによるレビューと政策評価の一体的な推進 イ レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催</p> <p data-bbox="152 1391 203 1420">(略)</p> <p data-bbox="188 1455 248 1484">削除</p>	<p data-bbox="1301 236 1995 264">目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について</p> <p data-bbox="1756 300 2136 360">平成24年3月27日 政策評価各府省連絡会議了承</p> <p data-bbox="1173 427 1225 456">(略)</p> <p data-bbox="1158 491 1912 520">5 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について</p> <p data-bbox="1184 555 1917 584">(1) 政策評価における行政事業レビューの情報の活用 各行政機関は、<u>目標管理型の政策評価の実施に当たって、評価対象となる施策を構成する事務事業に係る情報を把握するため、行政事業レビューの情報を適切に活用するものとする。</u></p> <p data-bbox="1184 746 2136 938">(2) 政策評価と行政事業レビューの整合性確保 各行政機関は、<u>政策評価結果の予算要求等の政策の企画立案作業への的確な反映を図るため、施策と当該施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの対象事業との対応関係について、別紙3を参考に毎年適切な時期に整理するなどにより、政策評価と行政事業レビューとの整合性に留意するものとする。</u></p> <p data-bbox="1184 970 2136 1193">(3) 関係部局間の連携等 各行政機関は、<u>政策体系や費用の明確化等に資するよう、評価対象となる施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの情報や、政策評価の結果に関する情報の共有を図るなど、政策評価担当組織と予算等の取りまとめ部局との連携を確保するものとする。</u> なお、5(1)～(3)に掲げた取組については、<u>行政刷新会議における行政事業レビューに係る実施状況等を踏まえて対応する。</u></p> <p data-bbox="1173 1391 1225 1420">(略)</p> <p data-bbox="1146 1455 1715 1484">別紙3 施策と達成手段の整理表（作成例）</p>

改定案	現行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><事前分析表記入要領></p> <p>※ 本記入要領は、<u>25年度実施施策に係る事前分析表の作成を前提とし、様式の記入に当たっての標準的な考え方を示したものである。</u></p> <p>(略)</p> <p>14 「達成手段（開始年度）」欄には、達成すべき目標を達成する手段について(1)から始まる括弧付き算用数字番号を順次付し、達成手段を記入するとともに、下段に当該達成手段の開始年度を括弧書きで記入する。 その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理事務に係る共通経費は除く。 ・予算事業である達成手段については、<u>平成25年行政事業レビューにおける事業単位で、全て記入するとともに、事業名は、平成25年行政事業レビューシートの事業名を記入する。</u> ・非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、特に有力な達成手段と認められるものを記入する。 ・達成手段が複数の施策に関係する場合には、関係する他の施策について上記2で付した事前分析表右上の番号を括弧書きで記入する（例：（関連：25-①））。 ・達成手段がない施策については、「達成手段（開始年度）」欄には「-」を記入する。 <p>(略)</p> <p>19 「平成25年行政事業レビュー事業番号」欄には、<u>達成手段に係る平成25年行政事業レビュー事業番号を記入する。</u> <u>なお、非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、「-」を記入する。</u></p> <p style="text-align: center;"><目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式の記入要領></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><事前分析表記入要領></p> <p>※ 本記入要領は、<u>24年度実施施策に係る事前分析表の作成を前提とし、様式の記入に当たっての標準的な考え方を示したものである。</u></p> <p>(略)</p> <p>14 「達成手段（開始年度）」欄には、達成すべき目標を達成する手段について(1)から始まる括弧付き算用数字番号を順次付し、達成手段を記入するとともに、下段に当該達成手段の開始年度を括弧書きで記入する。 その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理事務に係る共通経費は除く。 ・予算事業である達成手段については<u>全て記入するが、そのくくり方等は適切に判断する。</u> ・非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、特に有力な達成手段と認められるものを記入する。 ・達成手段が複数の施策に関係する場合には、関係する他の施策について上記2で付した事前分析表右上の番号を括弧書きで記入する（例：（関連：24-①））。 ・達成手段がない施策については、「達成手段（開始年度）」欄には「-」を記入する。 <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p style="text-align: center;"><目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式の記入要領></p> <p>(略)</p>

(注) 事前分析表の記入要領については、上記のほか、25年度実施施策に係る事前分析表の作成を前提とした表現に改めたことに伴って「24」を「25」に改める等の修正あり（記入要領2、8、15、16、18）。

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(〇〇省25-①)

(記入イメージ)

追記

施策名	□□な△△の向上				担当部局名	〇〇局〇〇課			作成責任者名 (※記入は任意)	〇〇課長 〇〇 〇〇			
施策の概要	〇〇を推進する				政策体系上の位置付け	〇〇の形成を通じ△△の構築							
達成すべき目標	全ての〇〇が……な程度に……できるような△△を実現				目標設定の考え方・根拠	……との理念にしたがって、〇〇計画(閣議決定)において、「〇〇〇」と規定されている			政策評価実施予定時期	平成〇年〇月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
1	〇〇調査における△△率 (※4か年計画の場合の記入例)	50%	平成22年度	70%	平成26年度	〇%	〇%	70%	-	-	・本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、××年までに□□%にすることとされているため		
2	□□適合基準率 (※10か年計画の場合の記入例)	75%	平成23年度	90%	平成33年度	-	-	-	-	83%	・〇〇基本計画(閣議決定)の成果指標として□□適合基準率が、75%(H23)→83%(H28)→90%(H33)と規定されているため		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
3	〇〇〇事業計画の推進 (※5か年計画の場合の記入例)	計画対象事業の制度の拡充	平成22年度	〇〇事業計画の完了	平成27年度	対象事業選定の洗い出し	事業の進捗を管理するための計画の策定	〇〇事業計画の実施促進	〇〇事業計画の完了	-	・□□における第〇次△△計画(閣議決定)において、「平成〇年度までに……〇〇事業を完了する。」と規定されているため		
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
4	〇〇〇法の改正作業 (※単年度の目標設定の場合の記入例)			改正法案を次期通常国会に提出	平成24年度	・〇〇大綱(閣議決定)において、次期通常国会への関連法の改正法案の提出を定							
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等						平成25年行政事業レビュー 事業番号		
	23年度	24年度											
(1)	〇〇事業 (平成〇年度)	…億円	…億円	…億円	1	・～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在……人いる～に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度:〇%)						0001	
(2)	〇〇事業 (平成〇年度)					……、一層の……の促進を図ることができる						0002	
(3)	〇〇に関する租税特別措置 (平成〇年度)											……	
(4)	××規制の適切な運用 (平成〇年度)	-	-	-	2	……						……	

行政事業レビューの
事業番号を記入

・行政事業レビューの対象となる事務事業を全て記入
・行政事業レビューシートの事業名を記入

目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について

平成 24 年 3 月 27 日

政策評価各府省連絡会議了承

平成 25 年 4 月 26 日

一 部 改 正

今般、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組について」（平成 23 年 4 月 27 日付け総評政第 14 号行政評価局長通知）に基づく試行的取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）及び「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の下、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「政策評価ガイドライン」という。）を一部改正することとしたところである。

政策評価ガイドラインの改正に当たっての基本的考え方、趣旨、実施内容等を明確化し、各行政機関における取組の標準的な指針とするため、下記のとおり申し合わせる。

記

1 基本的考え方

目標管理型の政策評価（注）は、各行政機関における施策（政策評価ガイドラインにいう政策体系における単位である「施策」をいう。以下同じ。）レベルの政策全般をカバーして政策の目的、目標、達成手段等から成る政策体系を明確化した上で、事後に達成状況を確認して当初の想定を検証することで、多様な行政分野において、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上、説明責任の徹底に資することのできる特質を有している。このため、各行政機関において、主要な行政目的に係る政策を評価する手法として広く用いられている。

目標管理型の政策評価におけるこれらの特質が十分に発揮され、政策評価が政府のPDCAサイクルを適切に機能させていく基盤となること、国民への説

明責任をより徹底することを目的として、以下の方策を実施する。

(注)「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

2 評価の前提となる事前の想定の特示

(1) 趣旨

目標管理型の政策評価においては、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難となる。逆に、事前の想定が明確であれば、当該想定を検証する事後の評価の簡素合理化を図っていくことも可能となり得る。

評価対象となる施策レベルの政策について、要するコスト（予算・決算情報）とともに、上記のような事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理・公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、政務三役等の各行政機関の幹部職員によるマネジメントの強化等に有効と考えられる。

これらの事前の想定を明示するに当たっては、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民への説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることが必要であることから、統一的な標準様式を導入することが適当である。

このため、各行政機関は、別紙1の様式を基本として、評価対象となる施策ごとに事前分析表を作成するものとする。

なお、評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など当該様式に修正を加える必要がある場合は、当該様式の要素を盛り込んだ上で、統一性及び一覧性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- ・従前からの評価の連続性の確保や評価結果の活用等のため、当該様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適当な場合
- ・記載内容を分かりやすくする等のために、当該様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入する

など適宜工夫するものとする)

- ・評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理に対応した構成とすることが適当な場合

(2) 事前分析表の作成対象等

事前分析表の作成対象は、平成 24 年度以降に実施する施策であって、政策評価法第 6 条第 2 項第 6 号に定める「事後評価の対象としようとする政策」に係る評価のうち基本方針の別紙に定める実績評価方式による評価又はあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む事後評価を実施する全ての施策とする。

なお、平成 24 年度に実施する施策に係る事前分析表については、既に作成に着手しているなど特段の事情がある場合には、任意の様式を用いることができるものとする。

(3) その他

作成した事前分析表については、公表するとともに、総務省行政評価局に送付するものとする。

3 標準様式の導入による評価書の簡素合理化、統一性・一覧性確保と評価書の活用

(1) 趣旨

目標管理型の政策評価に係る評価書（以下「評価書」という。）についても、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることが必要であることから、統一的な標準様式を導入することが適当である。

このため、各行政機関は、別紙 2 の様式を基本として、評価対象となる施策ごとに評価書を作成するものとする。

なお、評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など当該様式に修正を加える必要がある場合は、当該様式の要素を盛り込んだ上で、統一性及び一覧性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- ・従前からの評価の連続性の確保や評価結果の活用等のため、当該様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適当な場合
- ・記載内容を分かりやすくする等のために、当該様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く

統一性・一覧性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする)

- ・評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理に対応した構成とすることが適当な場合

(2) 標準様式の適用対象

当該様式は、平成 24 年度以降に作成する評価書において使用するものとする。

(3) その他

評価書については、原則として 8 月末を目途に作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

その際、基本方針 I 9 (2) にいう窓口において、当該評価書に関する外部からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局等で適切に活用するものとする。

また、評価対象施策の改善・見直し等に資するため、評価書の積極的な活用を図るものとする。

4 メリハリのある評価の推進

各行政機関は、例えば、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して毎年度実績の測定を行い、一定期間経過後に総括的な評価を行うなど（政策評価ガイドライン 2 (2) ⑧参照）、業務量・緊急性等を勘案した対応等により、評価作業の効率化に努めるものとする。

上記の実績の測定（以下「モニタリング」という。）を行う場合において、各行政機関は、別紙 2 の様式を基本として、モニタリングの対象となる施策ごとに、原則として 8 月末を目途に評価書（モニタリング版）を作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

5 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について

(1) 政策評価と行政事業レビューの相互活用

各行政機関は、施策と当該施策を構成する事務事業に係る状況を一体的に把握し、政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化等に資するため、目標管理型の政策評価の実施に当たって、5 (2) 及び(3) に掲げる取組を通じ、行政事業レビューとの間で情報等の相互活用を図るものとする。

(2) 施策と事務事業との対応関係の整理

各行政機関は、施策と当該施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの対象事業との対応関係について、事前分析表の達成手段欄において明確化するものとする。

(3) 実施過程における関係部局間の連携等

各行政機関は、目標管理型の政策評価と行政事業レビューの実施に当たり、行政事業レビュー実施要領において政策評価との連携の取組が推奨されていることを踏まえ、政策評価担当組織と行政事業レビューの取りまとめ部局との連携を確保するものとする。

(参考) 行政事業レビュー実施要領 10(3) 政策評価との連携

② このため、各府省は、以下のような取組を進めていくことが推奨される。

ア 合同のチームによるレビューと政策評価の一体的な推進

イ レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催

6 目標管理型の政策評価の簡素合理化等を踏まえた取組

各行政機関は、目標管理型の政策評価の簡素合理化等を踏まえ、施策レベルの政策のうち目標が達成されない、指標に想定外の変動が見られるなど問題が見出されたものに関し、個々の政策手段についての掘り下げた分析・検証の実施等、積極的に政策評価に取り組むよう努めるものとする。

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(〇〇省25-①)

別紙1

(記入イメージ)

施策名	□□な△△の向上				担当部局名	〇〇局〇〇課			作成責任者名 (※記入は任意)	〇〇課長 〇〇 〇〇	
施策の概要	〇〇を推進する				政策体系上の 位置付け	〇〇の形成を通じ△△の構築					
達成すべき目標	全ての〇〇が……な程度に……できるような△△を実現				目標設定の 考え方・根拠	……との理念にしたがって、〇〇計画(閣議決定)において、「〇〇〇」と規定されている			政策評価実施予定時期	平成〇年〇月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1	〇〇調査における△△率 (※4か年計画の場合の記入例)	50%	平成22年度	70%	平成26年度	〇%	〇%	70%	—	—	・本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、××年までに□□%にすることとされているため
2	□□適合基準率 (※10か年計画の場合の記入例)	75%	平成23年度	90%	平成33年度	—	—	—	—	83%	・〇〇基本計画(閣議決定)の成果指標として□□適合基準率が、75%(H23)→83%(H28)→90%(H33)と規定されているため <small>中間段階において50%に満たない場合には、計画の見直しを実施</small>
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
3	〇〇〇事業計画の推進 (※5か年計画の場合の記入例)	計画対象 事業の制 度の拡充	平成22年度	〇〇事業 計画の完 了	平成27年度	対象事業 選定の洗 い出し	事業の進 捗を管理 するため の計画の 策定	〇〇事業 計画の実 施促進	〇〇事業 計画の完 了	—	・□□における第〇次△△計画(閣議決定)において、「平成〇年度までに……〇〇事業を完了する。」と規定されているため
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
	目標										
4	〇〇〇法の改正作業 (※単年度の目標設定の場合の記 入例)	改正法案を次期通常 国会に提出	平成24年度	・〇〇大綱(閣議決定)において、次期通常国会への関連法の改正法案の提出を定めているため							
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度									
(1)	〇〇事業 (平成〇年度)(関連:25-①)	…億円 (…億円)	…億円	1	・～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在……人いる～に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度:〇%)	0001					
(2)	〇〇事業 (平成〇年度)	…億円 (…億円)	…億円	2	・～に対する支援として、〇〇を実施 ・〇〇事業を実施することにより、主要な〇〇などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができると見込んでいる ・〇〇面積:〇㎡(〇〇の利用者:〇人)	0002					
(3)	〇〇に関する租税特別措置 (平成〇年度)	-	-	1	……	……					
(4)	××規制の適切な運用 (平成〇年度)	-	-	2	……	……					

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(〇〇省23-①)

施策名						
施策の概要						
達成すべき目標						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)				
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)			(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)			(※記入は任意)	
執行額(千円)			(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	指標A	基準値	実績値					目標値
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	年度ごとの目標値		/					/
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	年度ごとの目標値		/					/
	指標C	/	施策の進捗状況(実績)					目標
								〇年度

施策に関する評価結果	目標の達成状況	
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期
-------	--------------------	----------

＜事前分析表記入要領＞

※ 本記入要領は、25年度実施施策に係る事前分析表の作成を前提とし、様式の記入に当たっての標準的な考え方を示したものである。

- 1 事前分析表は施策単位で作成し、各欄には数行程度の簡潔で分かりやすい文章で記入する。
- 2 事前分析表の右上に、括弧書きで行政機関名を記入するとともに、評価対象施策の実施年度及び施策番号を①から始まる丸数字番号を順次付し記入する（例：「(〇〇省 25-①)」）。
なお、施策番号が多いなどの場合には、特定できる形であれば任意の番号の付し方でも可とする。
- 3 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当する担当課室、作成責任者の役職・氏名を記入する。「作成責任者名」欄についての記入は任意とする。
- 4 「施策の概要」欄には、「施策名」欄に記載した施策の概要を記入する。
- 5 「政策体系上の位置付け」欄には、各行政機関の政策体系における、「施策名」欄に記載した施策の上位の政策（狭義）等を記入する。
- 6 「達成すべき目標」欄には、評価対象施策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を示す、政策効果に着目した達成すべき目標を記入する。
- 7 「目標設定の考え方・根拠」欄には、達成すべき目標が、どのような考え方に基づいて設定されたのかについて記入する。なお、必要に応じ、その根拠となる閣議決定、政府方針等も記入する。
- 8 「政策評価実施予定時期」欄には、政策評価を実施する予定の年（和暦）及び月を記入する（例：平成 26 年 8 月）。
- 9 「測定指標」欄には、達成すべき目標について達成度合いを測定するための測定指標を 1 から始まる算用数字番号を順次付し記入する（例：1 〇〇調査における△△率、2 〇〇〇に占める・・・な△△の割合 等）。
測定指標は、施策の達成状況を適切に説明することができるものを厳選する。

また、本欄には、原則として「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が数値化されている測定指標を記入する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記入するものとする。例えば、各行政機関における施策の特性により、前述の記入が困難な場合、「施策の進捗状況（目標）」欄に、評価対象施策に係る各年度の進捗状況などを記入するなどの対応を行うことも考えられる。

なお、各行政機関における施策の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、当該目標（目標値）を記入することも可とする。

10 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。

11 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。

12 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入する。

なお、可能なかぎり中間的な目標値を設定することとするが、設定していない場合、当該欄には、「－」を記入するものとする。

13 「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、選定された測定指標がどのような理由で目標の達成状況を測定するために妥当であると考えたのかについて記入するとともに、設定された目標値がどのような理由で目標年度までに到達すべき目標値であると考えたのかについて記入する。また、その根拠となる閣議決定や政府方針等も記入する。

14 「達成手段（開始年度）」欄には、達成すべき目標を達成する手段について(1)から始まる括弧付き算用数字番号を順次付し、達成手段を記入するとともに、下段に当該達成手段の開始年度を括弧書きで記入する。

その際、

- ・ 内部管理事務に係る共通経費は除く。
- ・ 予算事業である達成手段については、平成 25 年行政事業レビューにおける事業単位で、全て記入するとともに、事業名は、平成 25 年行政事業レビューシート上の事業名を記入する。

- ・非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、特に有力な達成手段と認められるものを記入する。
- ・達成手段が複数の施策に関係する場合には、関係する他の施策について上記 2 で付した事前分析表右上の番号を括弧書きで記入する（例：（関連：25-①））。
- ・達成手段がない施策については、「達成手段（開始年度）」欄には「-」を記入する。

15 「補正後予算額（執行額）」欄には、達成手段のうち予算事業について、補正後予算額又は、補正予算成立を受け新たに追加された予算事業の予算額（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。また、「23 年度」欄には、括弧書きで執行額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

16 「25 年度当初予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、平成 25 年度当初予算額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

17 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記載した算用数字番号を記入する。達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「-」を記入するものとする。

18 「達成手段の概要等」欄には、達成手段の概要を記入するとともに、達成手段を実施することが上位施策の達成すべき目標の達成又は測定指標の推移にどのように寄与するのかについて記入する。記入に当たっては、数値化して記入し、定性的な記述である場合には、どのように寄与するのか具体的に特定するなど、事後的に検証できるような内容を記入する。

また、平成 25 年度における達成手段の達成目標を記入する。記入に当たっては下記の例のとおり、アウトプット目標と目標値を記入し、また、括弧書きでアウトカム目標（設定している場合）と目標値も記入する。

〔 例：〇〇整備率：〇% 〕
〔 (〇〇の満足度：〇%) 〕

19 「平成 25 年行政事業レビュー事業番号」欄には、達成手段に係る平成 25 年行政事業レビュー事業番号を記入する。

なお、非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、「-」を記入する。

<目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式の記入要領>

※ 本記入要領は、23年度実施施策に係る評価書の作成を前提とし、様式の記入に当たっての標準的な考え方を示したものである。

- I 目標管理型の政策評価に係る評価書の作成に当たっての標準様式の記入について
- 1 目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式は、施策単位で作成し、各欄には数行程度の簡潔で分かりやすい文章で記入する。
 - 2 評価書の右上に、括弧書きで行政機関名を記入するとともに、評価対象施策の実施年度及び施策番号を①から始まる丸数字番号を順次付し記入する（例：「〇〇省 23-①」）。
なお、施策番号が多いなどの場合には、特定できる形であれば任意の番号の付し方でも可とする。
 - 3 「施策名」欄には、各行政機関において評価の対象とした施策の名称を記入する。
 - 4 「施策の概要」欄には、「施策名」欄に記載した施策の概要を記入する。
 - 5 「達成すべき目標」欄には、評価対象施策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を示す、政策効果に着目した達成すべき目標を記入する。
 - 6 「施策の予算額・執行額等」欄は、以下のとおりとする。
 - ① 一般会計、特別会計を問わず評価対象施策ごとの合計額を直近4か年分（平成21年度から24年度分）記入する。
 - ② 移替え経費については、予算計上所管にて把握・記入する。
 - ③ 「繰越し等 (c)」欄には、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等の合計額をネット（正味）で記入する。
 - ④ 複数施策に関連する予算額・執行額については、<>外書きにて記入する。
 - ⑤ 前年度分（23年度分）の「繰越し等 (c)」欄、「合計 (a+b+c)」欄及び「執行額（千円）」欄についての記入は任意とする。
 - 7 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示された目標を「達成すべき目標」としているなど評価対象施策に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を所定欄に記入する。
なお、記入に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形であれば可とする（例：記載箇所の章又は節の番号を記入するなど）。

8 「測定指標」欄には、事前分析表等で明らかにした達成すべき目標について、達成度合いを測定するための測定指標を記入する（例：○○調査における△△率、○○○に占める・・・な△△の割合 等（必要に応じ、1から始まる算用数字番号を順次付す。))。

また、本欄には、原則として「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が数値化されている測定指標を記入する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記入するものとする。例えば、各行政機関における施策の特性により、前述の記入が困難な場合、「施策の進捗状況（実績）」欄に、評価対象施策に係る各年度の進捗状況などを記入するなどの対応を行うことも考えられる。

なお、各行政機関における施策の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記入することも可とする。

9 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とした値及び基準とした年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。

10 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫するものとする。

11 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入する。

なお、可能なかぎり中間的な目標値を設定することとするが、設定していない場合、当該欄には、「－」を記入するものとする。

12 「施策に関する評価結果」欄には、目標期間が終了した時点や政策の改善・見直しに適切に反映できる時点（長期計画の見直しに反映できる時点等）で、目標期間全体における取組や目標に対する最終的な実績等を総括し、目標がどの程度達成されたか等について評価し、必要に応じて、評価対象施策や次の目標期間の目標設定の在り方について見直しを行った結果を記入する。

なお、目標年度について、評価の実施時点において、「測定指標」欄の各指標が測定できない場合には、当該指標が測定可能となる時期を明示した上で、代替指標の活用等により「施策に関する評価結果」欄について記入するものとする。

13 「施策に関する評価結果」欄中、「目標の達成状況」欄には、目標期間が終了した時点で、事前分析表等において明らかにした測定指標における目標値の事前の想定について実績に照らした上で、「達成すべき目標」の達成状況を記入する。

14 「施策に関する評価結果」欄中、「目標期間終了時点の総括」欄には、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、その原因について分析を行った結果を記入する。

記入に当たっては、「目標の達成状況」欄に記載した内容を検証し、目標期間全体における取組や最終的な実績とともに、事前分析表等で明らかにした目標等とその達成手段に係る記載内容等を踏まえ、行政事業レビューの情報についても適切に活用するものとする。

また、当該結果を踏まえた施策への反映の方向性を記入する。記入に当たっては、当該結果とこれらを踏まえた反映内容についての因果関係が明確に分かるように記入する。その際、箇条書きにするなど簡潔に分かりやすく記入する。

15 「学識経験を有する者の知見の活用」欄には、学識経験者の意見内容やそれらを経験結果に反映した場合、学識経験者の知見の活用の時期及び方法並びに意見の反映内容の概要を記入する。

16 「政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報」欄には、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要又はその所在に関する情報について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）1（2）ア⑥に基づき記入する。

17 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記入する。「作成責任者名」欄についての記入は任意とする。

18 「政策評価実施時期」欄には、政策評価を実施する年（和暦）及び月を記入する（例：平成24年8月）。

II 目標管理型の政策評価に係る評価書（モニタリング版）の作成に当たっての標準様式の記入について

1 原則として、「施策に関する評価結果」欄以外について記入する。

2 記入に当たっての留意事項等は、Iの各事項に掲げる内容に準じるものとする。

3 「施策の予算額・執行額等」及び「測定指標」の欄に年度を追ってモニタリング対象年の実績等を追加するとともに、各年度で記入内容が更新・追加され得るもの（「学識経験を有する者の知見の活用」、「政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報」、「作成責任者名」、「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」等）については、必要な更新・追加を行うものとする。

4 目標期間中においても、「測定指標」欄の実績値について、中間的な目標値が達成されない、又は、過去の実績値の推移から見て、目標年度に目標値の達成が見込まれ

ない場合には、必要に応じて、「施策に関する評価結果」欄について記入し、評価書を作成する。

実効性あるPDCAサイクルの確立に向けて

平成 25 年 5 月 20 日

伊藤 元重

小林 喜光

佐々木 則夫

高橋 進

3月8日の資料(「財政の質の改善に向けて」有識者議員提出資料)で述べたように、財政の質の改善のためには、実効性あるPDCAサイクルを確立することが不可欠である。そのためには、政策の評価等に関し具体的に以下の取り組みを行うべきである。

1. 重点的な取組

経済財政運営上、特に重要な対象分野については、経済財政諮問会議がイニシアティブをとって、その取組状況について適時関係府省から報告を受け、PDCAサイクルを回していく仕組みを作るべき。

これまでの審議でも取り上げたとおり、

- ・社会保障分野では、改革の効果について定量的なシミュレーションを含めて経済財政諮問会議で定期的に検討を行いながら、改革への戦略を明確にしていく
- ・公共事業分野では、必要と考えられるサービスを生み出すプログラム全体を一体として評価して必要性を判断し、個別の施策・事業の必要性、優先順位を明確にしていくなどの取組を推進することで、財政全体の健全化を着実に進めていくことが重要。

また、経済再生、財政健全化に資する別紙に掲げる重要な対象分野について、今秋目途に諮問会議において取組状況の報告を受け、重点配分の必要性、効率化の余地などを含めて議論を行い、その結果を来年度予算編成に反映させる。来春以降にも、その後の取組状況や政策評価の状況等の報告を受けて議論を行い、次年度以降の政策立案に反映させる。総務省は、これらの重要な対象分野について、上記のサイクルを踏まえながら、実効性のあるPDCAサイクルの確立に寄与するよう、適時総合的な観点からの評価¹や監視の実施を行う。

2. 政策評価全体の質の改善

政策評価の実効性向上のために、ガイドラインの改訂等により以下の観点を徹底すべきである。

¹ 各府省や総務省が行う政策評価のうち、政策決定から一定期間経過後に、様々な角度から掘り下げて分析して総合的に評価する、いわゆる総合評価方式やそれに準じた実績評価方式が該当。単に目標値に向けた進捗状況を測るだけでなく、そもそもの目標設定の在り方、類似する政策と対比しての差異など、政策の問題点や問題の原因を端的に指摘できるメリットがある。

(1) 評価の目的の徹底

評価の目的は、評価結果を政策の見直しに活かすことである、という当たり前の点を徹底する。評価を自己目的化させない。

(2) メリハリある評価

評価対象となる分野や事務事業・施策・政策の階層の違いなどにより、適切な評価手法は異なる。総合的な観点からの評価がほとんど行われていない現状は見直すべき。重要な政策には相応の時間と分析を経た評価を行うべきである一方、実質的な意義の乏しい評価は思い切った簡素化を図るなどのメリハリが必要。

(3) 結果(エビデンス)に基づく評価

評価に当たっては、経済社会や国民生活への影響を定量的に示す、分かりやすく客観的なデータや事実に基づいて行うとの観点をできる限り採り入れる。そのため、行政資料を統計化してオープンなものとする取組や地域統計の一層の整備など、必要な統計等の整備の検討を進めるべき。

(4) 第三者のチェック

自己評価については、それに対する第三者のチェックが重要。経済財政運営上、特に重要な政策については、経済財政諮問会議への評価の進捗や結果の定期的な報告を求めるべき。

(別紙)重要対象分野候補(分野・主な施策)

○人材育成（文部科学省、厚生労働省）

- ・グローバル人材の育成
- ・非正規雇用労働者等のキャリアアップ支援 等

○女性の活躍促進（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

- ・待機児童解消加速化プラン
- ・仕事と子育ての両立や、復職した子育て女性の職業訓練に取り組む企業への支援 等

○健康・医療産業の振興（内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

- ・医療機器の開発スピードの引上げ
- ・医療技術・サービスの国際展開 等

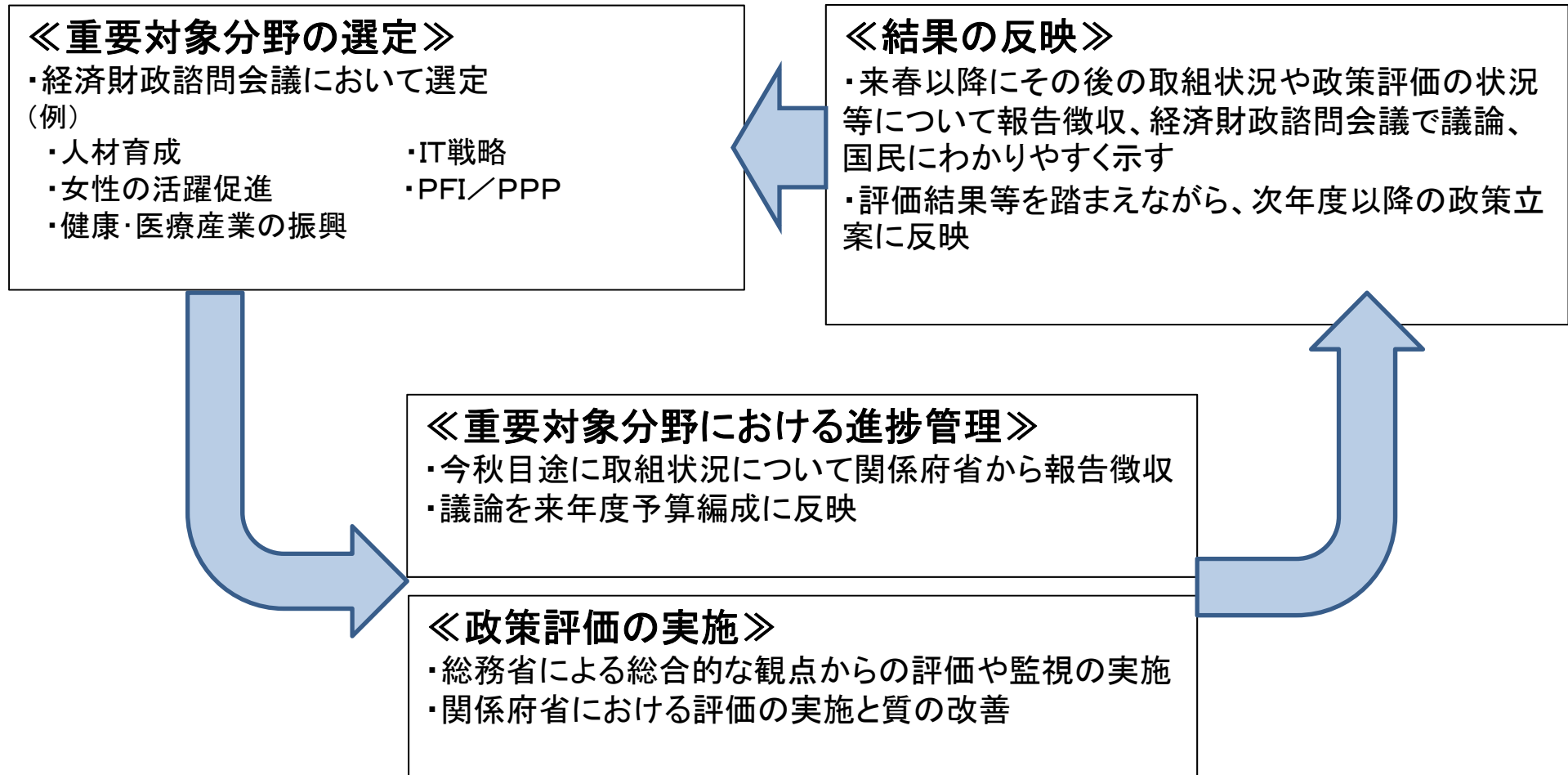
○IT戦略（内閣官房、各府省）

- ・電子政府の構築を通じた業務の効率化
- ・社会保障サービス分野のサービス効率化のためのIT技術活用
- ・省エネ、遠隔医療、自宅で働ける環境整備等の分野でのIT技術活用
- ・IT企業のグローバル展開支援 等

○PFI/PPP（内閣府、各府省）

- ・最大限民間の資金・ノウハウを活用するものに改革するための取組 等

重要対象分野にかかるPDCAサイクル(イメージ)



(参考)

通常よく見られる政策評価

対象	・ 個別施策が対象
目的	・ 個別施策の有している目的
手法	・ 施策の目的に対応した指標を選択し、目標値を設定 (例) △△事業の利用件数〇〇〇件、□□基準の▽▽年度までの達成 ・ 目標値に向けた取組の進捗度をチェック
観点	・ 個別施策の目的がどの程度達成されているかという観点
評価の結果	・ 目的の達成状況 (例) 目標値の〇〇%まで達成 ・ 施策の必要性、有効性、効率性については定性的なコメント

わかりやすい評価

進行具合へのコメントにとどまることが多い

総合的な観点からの評価

対象	・ 関連する複数の施策 (≡政策)
目的	・ 複数の施策に共通する目的
手法	・ 関連する施策の整理、全体像の把握 ・ 施策の利用、浸透状況 ・ 独自の調査の実施 (例) ユーザーへのアンケート調査を新たに実施するなど
観点	・ 問題点を把握、その原因を分析 ・ 目的の妥当性 (行政が担う必要性) ・ 費用対効果 等
評価の結果	・ 問題点の分析等を踏まえ、政策、施策の見直しの方向性を示す (例) ××を対象とした補助金は廃止も含めて抜本見直し、現行プランを見直した新たなプランを策定すべき

横並びで比較することによって取組が不十分な施策を把握

既存のデータを補完するためのデータを収集・分析

政策の見直しを視野に入れた総合的な観点

政策、施策の踏み込んだ見直しにつなげる

「実効性あるPDCAサイクル」 —政策評価と行政事業レビューの連携—

平成25年5月20日
新藤議員提出資料

Mission ミッション

- 効果的、効率的な行政
- 国民への説明責任

Vision ビジョン

- 政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化
- 行政への信頼、更なる政策の見直し

Approach アプローチ

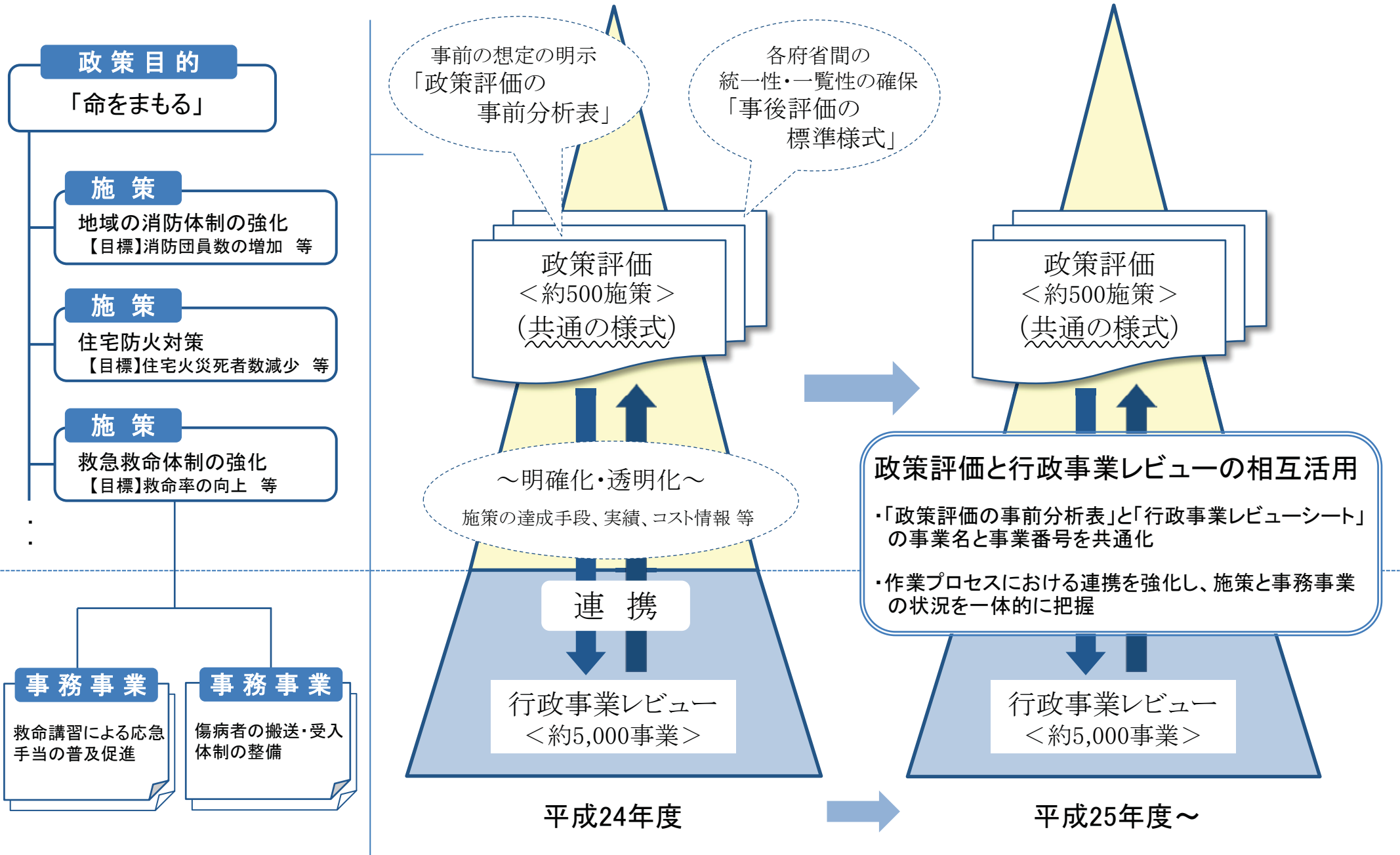
- 全府省の主要な政策全般を約500施策に区分、定期的に事後評価
(毎年度約350件程度)
- 評価施策を、予算・決算書の項・事項と対応 (20年度予算～)
- 行政事業レビューとの連携開始 (24年度～) (2ページ参照)

- ・ 「政策評価の事前分析表」を全政府的に導入し、達成手段となる5,000の事務事業(行政事業レビューに対応)を整理・公表
- ・ 「評価書」に、重要な情報に焦点を絞った標準様式を全政府的に導入

- 個別の公共事業や規制などの事前評価 (23年度実績: 約800件)

- ・ 公共事業の事業決定や規制の新設、改廃等に当たり、期待される効果が費用を上回るかを分析

政策評価と行政事業レビューの連携



政策評価と行政事業レビューの相互活用

【政策評価の事前分析表(約500施策)】

施策名	□□な△△の向上					
施策の概要	〇〇を推進する					
達成すべき目標	. . .					
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連 する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
〇〇事業 (1) (〇〇年度) (関 24-①)	…億円 (…億円)	…億円	…億円	1	…において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在 ため、測定指標の〇〇率を… ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度	〇〇〇1
(2)

事業名と事業番号を共通化

【行政事業レビューシート(約5,000事業)】

		事業番号 〇〇〇1
平成〇〇年行政事業レビューシート (〇〇省)		
事業名	〇〇事業	
事業開始・ 終了(予定)	△△年度～	
会計区分	□□会計	施策名 □□な△△の向上

24年度における取組

行政事業レビューに対応した「政策評価の事前分析表」を全政府的に導入

25年度～

政策評価と行政事業レビューの相互活用
・事業名と事業番号を共通化
・施策と事務事業の状況を一体的に把握

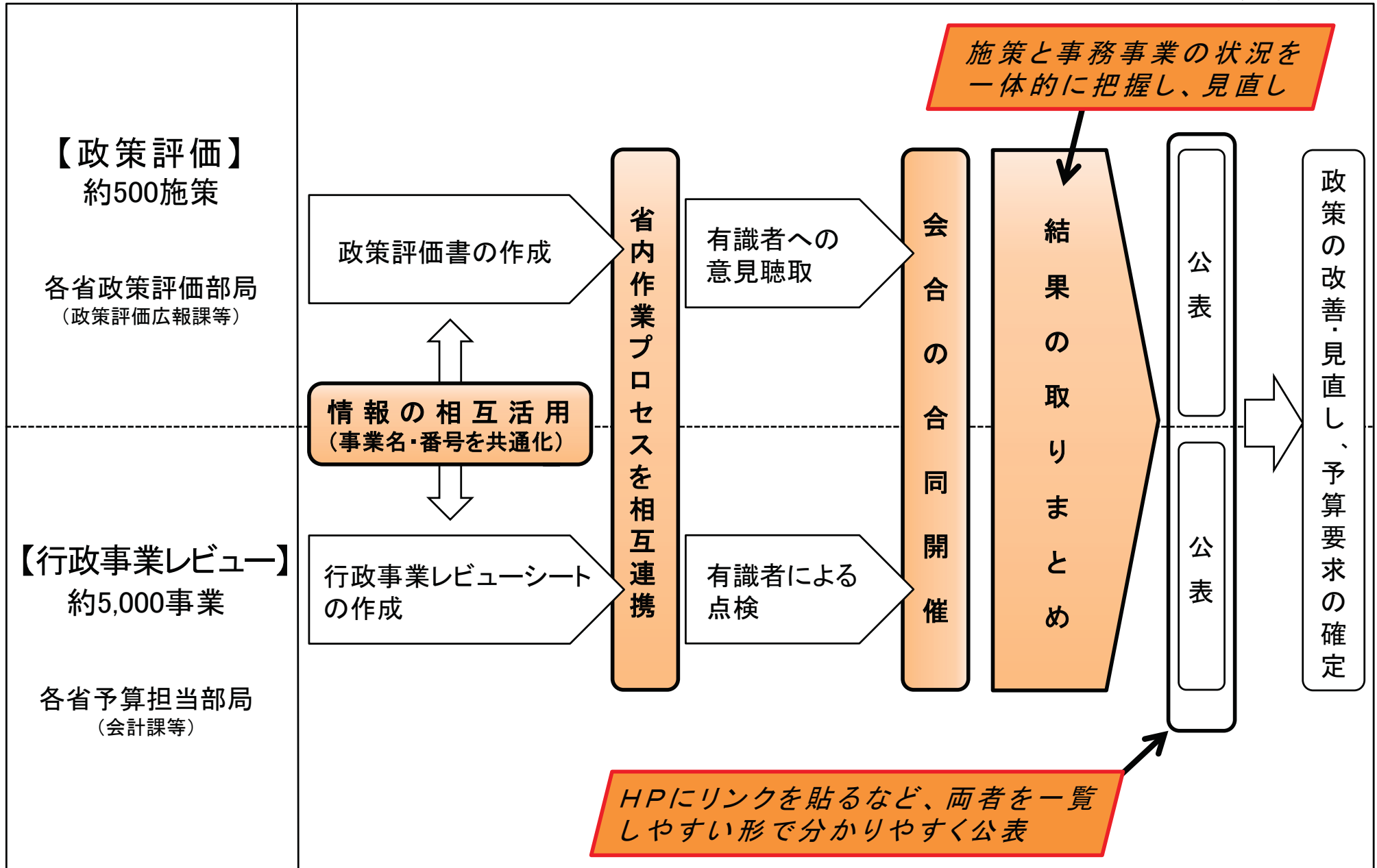
期待される効果

- 政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化
- 双方の作業の共通基盤整備による事務負担軽減

政策評価と行政事業レビューの作業(イメージ)

4月

8月末



課題

取組

① 評価基準の標準化

- ・ 目標の達成状況について、5行政機関は評価区分を設定それぞれ独自の区分であり、統一したものとなっていない
- ・ 11行政機関は区分を設定せず

政策の特性に応じた共通的な評価結果の表示方法を全政府的に導入

② 重点化による質の向上

- ・ 約500施策のうち、毎年約350施策を評価（一部府省で数年に1度のローテーション化）
- ・ 目標の達成状況のチェック等が中心

毎年の評価の対象を重点化（数年に1度のローテーション化を徹底）し、評価内容を深掘り

※ 政策評価・独立行政法人評価委員会における審議、各府省との調整を経て、次期評価から実施（「政策評価の実施に関するガイドライン」等の改正）

③ 府省の枠を超えた政策課題ごとの政策体系の構築、それに基づく評価の実施

④ PDCAサイクルの中で、評価の実施時期を待たず各段階において、評価、検証を実施

政府全体での取組、検討
PDCAサイクルの電子化

経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～

(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) (抄)

4. 実効性あるPDCAの実行

政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。以下の取組を通じて実効性あるPDCAサイクルを確立し、行政サービスのコスト削減・質の向上を図るとともに、政策目的に照らして効果の高いものに重点的に資源配分する。

- ・ 経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な対象分野について、実行取組状況等を踏まえながら適時検討を行い、PDCAの実効性向上を図る。その後も、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、重点課題に係る政策について、PDCAの徹底（総合的な観点からの評価を重視）、エビデンスに基づく政策評価を確立する。あわせて、こうした評価に必要な統計整備を各政策実施府省において進める。
- ・ 各府省において政策評価と行政事業レビューの連携強化を図り一体的な取組を促進する。第三者評価等を通じて政策効果を客観的に確認する等により、PDCAを確実に実行し、資源配分を大胆に見直し、歳出を固定化させない。また、政策評価を形式的なものとなせず、効率的に行うため、メリハリのある取組を進める。
- ・ 内閣の主要な政策分野の会議においては、それぞれの政策分野の司令塔として各種計画・プログラムにおけるPDCAサイクルの推進を徹底する。
- ・ 発足後5年を経過した規制に係る事前評価制度の改善について引き続き検討するとともに、政策税制の政策評価については租特透明化法⁴⁵に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図る。
- ・ 予算執行の効率化・適正化・透明化に向けて、現在の「国の財務書類」等の作成・公表の取組を進めるとともに、PDCAサイクルでの活用を視野に入れつつ、政策別コスト情報等の開示の更なる改善に取り組む。

⁴⁵「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(平成 22 年法律第 8 号)